

倫理綱領・行動規範

第1条（自己の研鑽）農業経済学と農業・農村の発展に寄与するため、自らの専門知識の深化と能力の向上に努める。

第2条（法令の遵守）研究の実施等にあたっては、法令や関係規則を遵守する。

第3条（説明と公開）社会との建設的な対話を築くように努め、自ら携わる研究の意義と役割を積極的に説明し、研究結果に関しては中立性・客観性をもって公表することに努める。

第4条（研究活動）研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において誠実に行動し、研究・調査データの記録保存や厳正な取り扱いを徹底し、自らねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を行わないだけでなく、不正行為が起こらない研究環境の整備に努める。

第5条（研究対象などへの配慮）研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。

第6条（他者との適正な関係）他者の知的成果などの業績を正當に評価することに努め、名誉や知的財産権を尊重する。

第7条（差別の排除）研究・教育・学会活動において、性別、社会的身分、人種、民族、国籍、信条、年齢、職業、学歴・職歴、身体的特徴などによって個人を差別しない。

第8条（ハラスメントの防止）性別、社会的身分、人種、民族、国籍、信条、年齢、職業、学歴・職歴、身体的特徴などの個人の人格にかかわる言動によって、あるいは力関係や優越的地位を利用して、個人に不利益・不愉快を与え、その尊厳をそこなうような、すべてのハラスメントを行わず、また発生を防止するように努める。

第9条（公正な学会運営）理事や各種委員など、学会を運営する立場にある者は、公正を旨として学会運営を執り行う。

第10条（倫理委員会の設置）上記の各条に照らして、会員に問題行動があった場合、倫理委員会を設置して、当該会員の処分等を含め対処方針に関して検討する。

第11条（倫理委員会の運営）倫理委員会の運営に関しては、別途、倫理委員会規程を定める。

第12条（改正）本倫理綱領・行動規範の改正は、理事会及び総会の承認を経て決定する。

附則

本綱領は2022年3月25日より施行する。